

# 所得税・町県民税の申告が始まります

■問い合わせ先 <所得税> 半田税務署 ☎(21)3141  
<町県民税> 税務課住民税係 ☎(48)1111(内1111・1112)

## ● 所得税の確定申告 ●

### 確定申告会場の開設日時・開設場所

#### 開設期間

2月16日(金)～3月15日(木)の平日  
2月18日(日)・2月25日(日)

#### 開設時間

午前9時～午後5時(受付終了：午後4時)  
※会場の混雑状況により、早めに受け付けを終了する場合があります。

#### 開設場所

住吉福祉文化会館  
(半田市宮路町53番地 住吉神社内)

### 注意事項

- ※上記開設期間中は、半田税務署内で申告書の作成指導を行っていません。
- ※駐車場の混雑が予想されますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
- ※作成済みの申告書は、税務署へ直接提出または郵送してください。
- ※住吉福祉文化会館への問い合わせはご遠慮ください。

### 確定申告が必要な方

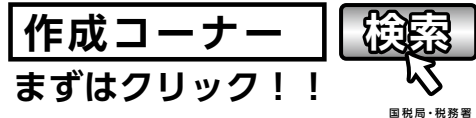
1	事業所得、譲渡所得などがある方(所得の合計額が所得控除の合計額を超える場合)
2	公的年金収入が400万円を超える方
3	給与収入が2,000万円を超える方
4	給与を受けている方で、給与以外の所得額が20万円を超える方
5	2カ所以上から給与を受けている方で、主たる給与以外の給与収入と給与以外の所得額の合計額が20万円を超える方
6	所得税の還付を受けようとする方
7	給与収入がある方で年末調整をしていない方

### 確定申告書の作成

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、簡単に確定申告書を作成することができます。

※作成した確定申告書は、半田税務署へ直接提出または郵送(〒475-8686 半田市宮路町50番地の5)してください。

確定申告書の作成には、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。



国税局・税務署

### マイナンバーの記載について

平成28年分の確定申告から、申告書にマイナンバーの記載が始まりました。マイナンバーカードや通知カードを確認して、間違いのないように記入してください。また、申告書提出の際に、本人確認のため原本の提示が写しの添付が必要となるのでご注意ください。

### 税理士による無料税務相談

開設場所および開設日

開設日	2月						
	20	21	22	23	26	27	28
開設場所	火	水	木	金	月	火	水
げんきの郷 あすなる舎	○	○		○			
東海市立 商工センター	○	○	○	○	○	○	○

受付時間は午前9時30分から正午まで、午後1時から午後4時まで  
※会場の混雑状況により、早めに受け付けを終了する場合があります。

#### 対象者

- ①平成28年分の所得金額が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者(年金受給者を除く)(青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の金額)
- ②①の方で消費税の課税事業者である場合には、平成27年分の課税売上高が3,000万円以下の方
- ③給与所得者および年金受給者